

知的財産権 と 契約実務 を学ぼう

主に岐阜県内の中堅・中小企業を対象として、企業が協業によって製品開発を行う際に必要となる秘密保持契約や共同開発契約など、特許を中心とした知的財産権と契約実務について理解を深めることを目的とした講演のほか、専門家（弁護士・弁理士）との座談会を開催します。

9月28日（火） **じゅうろくプラザ 大会議室**
（岐阜市文化産業交流センター）
13:30～16:30 **及び オンライン** (Webex) **受講料無料**

定員 **50名** | **オンライン** 最大 **100名**

要事前申込 申込締切:9月21日(火)17:00まで

※オンラインの場合は、Web会議・オンラインツール「Webex」による配信になります。
※受講するには、パソコン等、インターネットに接続できる環境が必要です。
※オンラインの場合は講演のみの配信となります。(配信時間 13:30～15:30)

1 講演



弁護士法人御堂筋法律事務所
弁護士

高畑豪太郎 氏

「知的財産と共同開発契約の基礎」というテーマで講演いたします。企業が共同開発契約を締結するにあたり注意すべきポイントについて、実際のトラブル事例を紹介しながら、イラストを用いて初学者にもわかりやすくご説明いたします。

2 講演



日本知的財産仲裁センター
名古屋支部運営委員長
弁護士・弁理士

川岸弘樹 氏

日本知的財産仲裁センターは日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で運営する裁判外の紛争解決手段(ADR)です。今回は、センターで取り扱っている相談、調停・仲裁、センター判定等の取扱業務の概要と有効な活用方法についてお話しします。

3 座談会 | 弁護士・弁理士と、知的財産や契約の話をしてみよう

講演後、参加者を少人数毎のグループに分け、各グループに知財に精通した弁護士・弁理士が参加して座談会を行います。知財や契約について専門家と直接話ができるチャンスです。是非ご参加ください！

新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに準じて開催致します。 **応募方法等詳細は裏面をご覧ください。**

主催：経済産業省中部経済産業局 共催：岐阜県、INPIT 岐阜県知財総合支援窓口

協力：日本知的財産仲裁センター名古屋支部、日本弁理士会東海会、愛知県弁護士会、岐阜県弁護士会、三重弁護士会

会場案内

じゅうろくプラザ

岐阜市橋本町1丁目10番地11

<http://plaza-gifu.jp/>



アクセス



- JR 岐阜駅隣接 徒歩約2分
- 名鉄岐阜駅より 徒歩約7分



- 岐阜各務原 I.C より 車約15分
- 岐阜羽島 I.C より 車約20分

駐車場：有料駐車場有（58台収容可）

みなさまのご理解とご協力をお願い致します。



発熱のある方や体調の悪い方は
参加をお控えください



マスクを着用してください
※熱中症などにご注意ください



手指の消毒をしてください



参加者やスタッフ同士のソーシャル
ディスタンスの確保にご協力ください



大きな声での会話はお控えください

参加対象

共同開発や知的財産に係わる契約実務などに関心のある中堅・中小企業の経営者
・ご担当者、支援機関のご担当者

下記申込書に必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申込みください。

※情報管理の観点から、可能な限りE-mailでお申込みください。

E-mailでお申込みの際は、件名に『知的財産権と契約実務を学ぼう』と明記の上お送りください。

参加申込書

応募締切 2021年9月21日(火) 17:00まで

参加方法

オンライン参加

会場参加(講演のみ)

会場参加(講演+座談会)

ふりがな

お名前

役職

会社名

業種

ご住所

TEL

FAX

E-mail

■オンライン参加の方：申込受付後、開催日の2日前までに「受講用URL」をE-mailにてお送り致します。

■会場参加の方：申込受付後、開催日の2日前までに「受講票」をE-mailまたはFAXにてお送り致します。
開催日当日に「受講票」を受付にご提示ください。

※ 申込者多数の場合は、中小企業の方を優先させていただきますので、予めご了承ください。
参加をお断りする際には事前にご連絡致します。定員になり次第、お申込みを締め切らせていただきます。

お問い合わせ先

「知的財産権と契約実務を学ぼう」事務局 (株式会社マルワ)

〒468-0011 名古屋市天白区平針 4-211 TEL 052-838-5466

E-mail

chizai_keiyaku@jimukyoku.go.jp

FAX

052-802-9355